

公益財団法人福井市ふれあい公社定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人福井市ふれあい公社という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を福井県福井市に置く。

(目的)

第3条 この法人は、市の施策遂行上の最良のパートナーとして、本市の高齢者や障害者の福祉の増進、文化芸術の振興及び市民の健康と生きがいづくりに貢献する事業を行い、もって住みよい長寿社会の実現と生活文化の振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次の公益目的事業を行う。

(1) 地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する事業並びに高齢者や障害者の福祉を増進する事業

(2) 文化及び芸術を振興する事業

(3) 市民の健康と生きがいづくりを推進する事業

2 前項の公益目的事業の推進に資するために次の事業を行う。

(1) 文化及び芸術の振興等に附帯関連する事業

(2) 公の施設の利便性又は地域の居住性を高めるための駐車場事業

(3) その他、公益目的事業の推進に資するために必要な事業

3 本条の事業は、福井県福井市において行う。

第2章 資産及び会計

(資産の種別)

第5条 この法人の資産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

2 基本財産は、第4条の事業を行うために不可欠なものとして理事会で定めた財産とし、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 福井市が出資及び出捐した財産
 - (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
 - (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを決議した財産
- 3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の処分の制限)

第6条 この法人の事業遂行上やむを得ない理由により、基本財産の全部若しくは一部を処分、除外又は担保に提供しようとするときは、理事会の決議を経て、評議員会の承認を得なければならない。

(資産の管理)

第7条 この法人の資産の管理は、代表理事が行うものとし、その方法は理事会の決議により別に定める会計規程によるものとする。

- 2 基本財産のうち現金は、金融機関等に預け入れ安全確実な方法で、保管しなければならない。

(事業年度)

第8条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第9条 この法人の事業計画、収支予算、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類は、毎事業年度の開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第10条 この法人の事業報告及び決算は、毎事業年度終了後2箇月以内に、代表理事が次の書類及び付属明細書（以下「計算書類等」という。）を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 貸借対照表
- (3) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の付属明細書

- (5) 財産目録
- 2 前項の計算書類等のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
- 3 代表理事は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前項第4号の書類に記載するものとする。

第3章 評議員

(定数)

第11条 この法人に、評議員5名以上10名以内を置く。

2 評議員のうち、1名を評議員長とする。

(選任等)

第12条 評議員の選任及び解任は、評議員の決議により行う。

2 評議員長は、評議員会において選任する。

3 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体(公益法人を除く。)の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。)である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人(特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。)又は認可法人(特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。)

4 評議員は、この法人の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。

(権限)

第13条 評議員は、評議員会を構成し、第16条第2項に規定する事項を決議する。

(任期)

第14条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任し

た評議員の任期の満了する時までとする。

- 3 評議員は、第11条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(報酬等)

第15条 評議員に対して、各年度の総額が200,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給する。

- 2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第4章 評議員会

(構成及び権限)

第16条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

- 2 評議員会は、次の事項を決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員の報酬等の支給の基準
- (4) 定款の変更
- (5) 各事業年度の事業報告及び決算の承認
- (6) 基本財産の処分、除外及び譲受けの承認
- (7) 残余財産の処分
- (8) 理事会において評議員会に付議した事項
- (9) 前各号に定めるもののほか、法令又はこの定款で定められた事項

(種類及び開催)

第17条 評議員会は、定時評議員会と臨時評議員会の2種とする。

- 2 定時評議員会は、毎事業年度終了後3箇月以内に開催する。
- 3 臨時評議員会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第18条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、

代表理事が招集する。

2 前項にかかわらず、評議員は理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

3 前項による請求があったときは、代表理事は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。

(評議員提案権)

第19条 評議員は、理事に対し、一定の事項を評議員会の目的とすることを請求することができる。この場合において、その請求は、評議員会の日々の4週間前までにしなければならない。

第20条 評議員は、評議員会において、評議員会の目的である事項につき議案を提出することができる。ただし、当該議案が法令若しくは定款に違反する場合は、この限りでない。

2 前項の規定により議案を提出する評議員は、理事に対し、当該議案の要領を次条第1項に規定する招集の通知に記載して評議員に通知することを請求することができる。

(招集の通知)

第21条 代表理事は、評議員会の7日前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を通知しなければならない。

2 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第22条 評議員会の議長は、評議員長がこれに当たる。ただし、評議員長が不在の場合は、出席評議員の互選により議長を選出する。

(決議)

第23条 評議員会の決議は、法令に規定する事項及びこの定款に特に規定するものを除き、決議に加わることのできる評議員の過半数が出席し、出席した評議員の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
 - (2) 評議員の報酬等の支給の基準
 - (3) 定款の変更
 - (4) 基本財産の処分、除外及び譲受けの承認
 - (5) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第27条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第24条 理事が評議員の目的である事項について提案した場合において、その提案について、決議に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第25条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第26条 評議員会の議事については、法令に定めるところにより議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名がこれに記名押印しなければならない。

第5章 役員

(役員の種類及び定数)

第27条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上6名以内

(2) 監事 2名以内

- 2 理事のうち1名を理事長とする。
- 3 理事長以外の理事のうち、2名以内を副理事長及び常務理事とすることができる。
- 4 第2項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、第3項の副理事長及び常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任等)

第28条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長、副理事長及び常務理事は、理事会において選任する。
- 3 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は三親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 5 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務及び権限)

第29条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副理事長及び常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 4 理事長、副理事長及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第30条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。

- (2) 理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすること。
- (3) 評議員会及び理事会に出席し、必要あると認めるときは意見を述べること。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを評議員会及び理事会に報告すること。
- (5) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(役員任期)

第31条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の任期の満了する時までとする。

3 役員は、第27条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第32条 役員が、次の各号の一に該当するときは、評議員会の決議によって、解任することができる。この場合、理事会において決議する前に、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったと認められるとき。

(役員報酬等)

第33条 役員に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第6章 理事会

(構成)

第34条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(機能)

第35条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項等の決定
- (2) 規程の制定、変更及び廃止に関する事項
- (3) 重要な財産の処分及び譲受け
- (4) 前各号に定めるもののほか、この法人の業務執行の決定
- (5) 理事の職務の執行の監督
- (6) 代表理事及び業務執行理事の選任及び解職

(種類及び開催)

第36条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎年2回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催することができる。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事長以外の理事から、会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 監事が、第30条第4号に規定する場合において、必要があると認め、理事に招集の請求を行ったとき。

(招集)

第37条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

3 理事会を招集する者は、理事会の日の5日前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

5 理事長は、前条第3項第2号又は第3号に規定する請求があった場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の

日とする理事会の招集の通知を発しなければならない。

6 前項に規定する招集の通知が発せられない場合は、その請求をした理事又は監事が理事会を招集することができる。

(議長)

第38条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長が不在の場合は、出席理事の互選により議長を選出する。

(決議)

第39条 理事会の決議は、この定款に定めるもののほか、決議に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第40条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、決議に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べた場合は、その限りではない。

(報告の省略)

第41条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第29条第4項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第42条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

2 出席した理事長及び監事は、これに署名又は記名押印しなければならない。ただし、理事長が不在の場合は、出席した理事及び監事が、署名又は記名押印するものとする。

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第43条 この定款は、評議員会において、決議に加わることのできる評議員の3分

の2以上の決議を経て変更することができる。ただし、第45条に規定する公益目的取得財産残額の贈与については変更することができない。

- 2 前項の規定にかかわらず、第3条に規定する目的並びに第12条第1項に規定する評議員の選任及び解任の方法については、評議員の4分の3以上の決議を経なければ、変更することができない。

(解散)

第44条 この法人は、基本財産の滅失その他の事由によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第45条 この法人が、公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により消滅する場合には、その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除き、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第30条第2項に規定する公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の処分)

第46条 この法人が解散等により清算するとき有する残余財産は、評議員会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第8章 事務局

(事務局)

第47条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。
- 3 事務局長及び職員は、理事長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

(備付け書類及び帳簿)

第48条 事務所には、第10条第2項に定めるもののほか、次に掲げる帳簿及び書

類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
- (2) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
- (3) 定款に定める機関の議事に関する書類
- (4) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類
- (5) その他必要な帳簿及び書類

第9章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第49条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第50条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(公告)

第51条 この法人の公告は、電子公告による。

2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第10章 補 則

(委任)

第52条 この定款の施行について、必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日

から施行する。

2 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第8条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の最初の代表理事は、清水正明とする。

4 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

加畑雅行 後藤俊子 高田訓子 高山浩充 瀧波秀樹 野路武夫 屋敷 勇
安澤重雄 吉田敏貢

附 則

この定款は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この定款は、平成28年2月1日から施行する。

附 則

この定款は、令和元年6月20日から施行する。